

政 委 第 6 号
平成 25 年 1 月 21 日

厚 生 労 働 大 臣
田 村 憲 久 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 退職金未請求者の縮減等

一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共」という。）においては、平成23年度末時点で、退職金の受給資格を有しながら退職金を請求していない者（以下「未請求者」という。）が約57万人（共済脱退者の5.4%）おり、そのうち5年以上未請求の者（以下「長期末請求者」という。）は約50万人（未請求者の88%）存在し、未請求の退職金は累計で約394億円に達している。

建設業退職金共済事業（以下「建退共」という。）、清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共」という。）及び林業退職金共済事業（以下「林退共」という。）においては、退職金の受給資格を有しながら退職金共済手帳（以下「共済手帳」という。）を3年以上更新していない者（以下「長期末更新者」という。）が、平成24年7月末時点で、清退共において約3,000人（被共済者の19.5%）、林退共において約2,000人（同5.1%）おり、累計の退職金試算額は、清退共において約2.4億円、林退共において約3.9億円に達している。この中には、既に業界から引退している者等、退職金未請求となっている者が相当数いるものと考えられる。

機構は、ホームページや広報誌等を活用した注意喚起を行うとともに、未請求等期

間が一定期間に達する退職金受給資格者に対し、事業主から住所等連絡先を入手し直接本人に退職金の請求又は共済手帳の更新を求める取組を行っている。

しかしながら、長期未請求者及び長期未更新者（以下「長期未請求者等」という。）の総数は大きく変わっておらず、長期未請求者等の中には^(注1)、i) 長期間退職金を請求していない又は共済手帳を更新していない者、ii) 退職金が少額な者、iii) 生存していれば80歳以上の高年齢者がおり^(注2)、これらの者については、今後も退職金請求の可能性が低いと思われる。一方で、未請求者等の中には、退職又は共済手帳を更新してからさほど期間が経過していない者や多額の退職金を請求していない者がおり^(注3)、これらの者については、今後、退職金請求を更に促す必要があると考えられる。

また、建退共では、被共済者を管理するデータベースにおいて、長期未更新者を検索して集計するプログラムを設けていないため、長期未更新者の全体数や未更新期間・年齢の内訳等を把握しておらず、長期未更新者の縮減対策を検討するための現状すら把握できていない状況にある。

このため、機構は、中期目標期間において以下の措置を講ずるものとする。

- ① 現在取り組んでいる請求促進のための周知広報や住所把握に一層努めるとともに、退職金請求の可能性が低い長期未請求者等については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など、新たな長期未請求者等数の縮減方策を検討するものとする（中退共、建退共、清退共及び林退共）。
- ② 被共済者データベースを抜本的に改修し、長期未更新者の現状を把握するものとし、次期中期目標等において、同データベースの改修内容、時期を明記するものとする（建退共）。

(注1) 建退共においては、長期未更新者の全体数を把握していないため、平成24年8月現在の共済手帳未更新者のうち長期未更新者504人を抽出したサンプル調査を実施。

(注2) 平成23年度末現在、中退共においては、「25年以上退職金を請求していない者」が301,447人（長期未請求者の61%）、「退職金1万円未満の者」が184,443人（同37%）、「80歳以上の者」が80,526人（同16%）となっている。

建退共においては、「15年以上共済手帳を更新していない者」が長期未更新者の51%、「80歳以上の者」は同10%となっている。

平成24年7月末現在、清退共及び林退共においては、「15年以上共済手帳を更新していない者」が2,999人（長期未更新者の96%）、1,534人（同74%）、「80歳以上の者」が1,784人（同57%）、679人（同33%）となっている。

(注3) 平成23年度末現在、中退共においては、「退職からの期間が5年未満の者」が69,299人(未請求者の12%)、「退職金額100万円以上の者」が21,142人(同4%)となっている。

建退共においては、「共済手帳未更新期間が3年以上5年未満の者」が長期未更新者の13%、「共済手帳10冊以上更新している者」が同3.8%となっている。

平成24年7月末現在、清退共及び林退共においては、「共済手帳未更新期間が3年以上5年未満の者」が8人(長期未更新者の0.3%)、59人(同3%)、「退職金試算額100万円以上の者」は、清退共において7人(同0.2%)、林退共において41人(同2%)となっている。

2 累積欠損金の確実な解消

中退共及び林退共においては、予定運用利回りと実際の運用利回りの差から累積欠損金が生じている。機構は、平成17年度に「累積欠損金解消計画」を策定しているが、実際の解消は遅れており、同計画の見直しは行われていない。

また、中退共では、実際の運用利回りが予定運用利回りより低くなったときは、退職金支給額は変動しないことになっている一方で、実際の運用利回りが予定運用利回りより高くなったときは、一定程度、付加退職金として上乘せすることとなっており、機構の資産運用結果が好転したとしても、累積欠損金の解消につながりにくい仕組みとなっている。

このため、次期中期目標期間において、付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更を検討した上で、累積欠損金の早期解消に向けて「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、着実に累積欠損金の解消を図るものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 1のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実

施するものとする。